

## 潟上市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の策定について（概要版）

福祉保健部健康推進課

**策定の趣旨**

新型インフルエンザ等の対策基本方針を定めるごとにより、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活や経済に及ぼす影響を最小とすることを目的として、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画」を基準として、新型インフルエンザ等対策特別措置法8条に基づき、市行動計画を策定すること。

**計画の目的**

- ・感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の構築やワクチン接種のための時間を確保する。
- ・市民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにする。

**発生段階ごとの対策**

未発生	海外発生	国内発生早期	国内発生中期	国内発生後	小売業
<b>考対策方の実施体制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生に備えての体制整備</li> <li>・発生時に備えての体制整備</li> <li>・市内発生に備えての体制整備</li> <li>・市外発生に備えての体制整備</li> <li>・市内発生時に備えての体制整備</li> <li>・市外発生時に備えての体制整備</li> <li>・市外発生時に備えての体制整備</li> <li>・市外発生時に備えての体制整備</li> </ul>	<b>発生段階ごとの対策</b>	<b>発生段階ごとの対策</b>	<b>発生段階ごとの対策</b>	<b>発生段階ごとの対策</b>	<b>発生段階ごとの対策</b>
<b>発生段階ごとの対策</b>	<b>発生段階ごとの対策</b>	<b>発生段階ごとの対策</b>	<b>発生段階ごとの対策</b>	<b>発生段階ごとの対策</b>	<b>発生段階ごとの対策</b>

**策定のポイント**

- ・新型インフルエンザ及び新型インフルエンザと同様な危険性のある新感染症（感染症法第6条第9項）を対策の対象と位置付ける。
- ・発生段階を「未発生期」～「小康期」に分類し、それぞれの段階における具体的な対策を記載する。
- ・国が「緊急事態宣言」を発令した際に、県の依頼に協力し、外出制限要請など各種措置の運用等について記載する。

**策定の経緯**

平成25年 3月18日 湿上市新型インフルエンザ等対策本部条例制定

平成25年 4月13日 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行

平成25年 4月13日 湿上市新型インフルエンザ等対策本部条例施行

平成25年 6月 7日 新型インフルエンザ等対策政府行動計画公表

平成26年 1月 秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画公表

平成26年 1月 パブリックコメントの実施（約20日間）

平成26年 1月 医療行政懇談会（計画の概要説明および審議）

平成26年 3月 湿上市新型インフルエンザ等対策行動計画公表

**計画の主な事項**

- ・新型インフルエンザ等対策を実施するための体制、関係機関との連携
- ・市民への新型インフルエンザ等に関する情報提供
- ・新型インフルエンザ等の予防・まん延防止に関する措置
- ・市民の生活及び地域経済の安定に関する措置